

(平成 17 年 1 月 1 日施行)

(平成 18 年 5 月 1 日改正)

(平成 25 年 1 月 1 日改正)

日本酒造組合中央会

日本蒸留酒酒造組合

単式蒸留しょうちゅうと連続式蒸留しょうちゅうを混和した酒類の表示に関する自主基準

(目的)

第 1 条 この自主基準（以下「基準」という。）は、連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうを混和した酒類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準で「連続式蒸留しょうちゅう」とは、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 3 条第 9 号に規定するものをいう。

2 この基準で「単式蒸留しょうちゅう」とは、酒税法第 3 条第 10 号に規定するものをいう。

3 この基準で「連続式・単式蒸留混和しょうちゅう」とは、酒税法施行規則（昭和 37 年省令第 26 号）第 16 条第 1 号の規定によって連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうを混和するに当たって承認を受けたもののうち、連続式蒸留しょうちゅうの純アルコール量が単式蒸留しょうちゅうの純アルコール量を超えるものをいう。ただし、単式蒸留しょうちゅうの混和割合が 5%未満であって、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号。以下「酒類業組合法」という。）第 86 条の 5 に規定する酒類の品目の表示を「連続式蒸留しょうちゅう」としているもののうち、基準第 4 条第 1 項に規定する冠表示（同条第 5 項（1）及び（2）に規定する表示を含む。）をしていないものを除く。

4 この基準で「単式・連続式蒸留混和しょうちゅう」とは、酒税法施行規則第 16 条第 1 号の規定によって単式蒸留しょうちゅうと連続式蒸留しょうちゅうを混和するに当たって承認を受けたもののうち、単式蒸留しょうちゅうの純アルコール量が連続式蒸留しょうちゅうの純アルコール量を超えるものをいう。

5 この基準で「事業者」とは、酒類業組合法第 2 条第 2 項に規定する酒類製造業者のうち、連続式蒸留しょうちゅう又は単式蒸留しょうちゅうを製造して販売するものをいう。

6 この基準で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和 37 年公正取引委員会告示第 3 号）第 2 項各号に規定するものをいう。

(必要な表示事項)

第 3 条 事業者は、連続式・単式蒸留混和しょうちゅう及び単式・連続式蒸留混和しょうちゅう（以下「連続式・単式蒸留混和しょうちゅう等」という。）の容器又は包装の見やすい場所に、次の各号に定める事項を、邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で明瞭に表示するものとする。

(1) 酒類の品目

連続式・単式蒸留混和しょうちゆうにあつては「連続式・単式蒸留しょうちゆう混和」又は単式・連続式蒸留混和しょうちゆうにあつては「単式・連続式蒸留しょうちゆう混和」と表示する。

なお、しょうちゆうを「焼酎」、単式蒸留しょうちゆうを「しょうちゆう乙類」、連続式蒸留しょうちゆうを「しょうちゆう甲類」、連続式・単式蒸留しょうちゆう混和を「しょうちゆう甲類乙類混和」、単式・連続式蒸留しょうちゆう混和を「しょうちゆう乙類甲類混和」と表示することは差し支えない（以下同じ）。

(2) 原材料

原材料の表示は「原材料」の文字の後に、混和割合（混和後のしょうちゆうの純アルコール量に占める、混和した連続式蒸留しょうちゆう又は単式蒸留しょうちゆうの純アルコール量の割合）の多い順に「連続式蒸留しょうちゆう」及び「単式蒸留しょうちゆう」と表示し、それぞれの文字に続けて混和割合を併記（1%未満の端数は四捨五入）した上で、その後に括弧書きで、混和したそれぞれのしょうちゆうのもろみの製造に使用した原材料（水を除く。）を使用量の多い順に、その最も一般的な名称をもって表示する。

(3) 添加物等

砂糖を加えた場合は「砂糖添加」の文字を、また、合成着色料等の添加物を使用した場合は、その旨を原材料の表示に続いて表示する。

(冠表示)

第4条 事業者は、連続式・単式蒸留混和しょうちゆう等について、混和後のしょうちゆうが、混和した単式蒸留しょうちゆうの製造に使用した原材料の香味特性を有する場合に限り、冠表示（特定の原材料の名称と「しょうちゆう」の文字を一体的に表示（例：芋しょうちゆう）することにより、当該原材料の使用を強調する表示をいう。以下同じ。）をすることができるものとする。

2 事業者は、連続式・単式蒸留混和しょうちゆう等に冠表示をする場合は、「連続式・単式蒸留しょうちゆう混和」又は「単式・連続式蒸留しょうちゆう混和」の文字（以下「混和である旨」という。）を、次の方法により明瞭に表示するものとする。

ただし、「混和」の文字と冠表示を一体で表示（例：混和芋しょうちゆう）（以下「混和一体表示」という。）する場合には、混和である旨の表示は不要とする。

(1) 容器又は包装に冠表示をする場合

イ 表示する場所

冠表示をした全ての面（紙製容器の屋根部分を含む。以下同じ。）に、冠表示に並列し、一体として表示する。

なお、紙製容器の屋根の棟部分、円柱状容器の蓋部分及び胴面の最下部については、冠表示は付さないものとする。

ロ 文字の大きさ

表示する文字の大きさは、容器の容量に応じて、次に掲げる活字の大きさ（以下「指定活字ポイント」という。）以上とする。なお、冠表示が指定活字ポイント以上の大きさである場合には、それ以上の活字の大きさとする。

ただし、容器の形態等により表示している冠表示及び商標の文字が相当に小さく、これによりがたい事情がある場合は、冠表示の文字のポイント以上の大きさで表示する。

容量別	活字の大きさ	ポイント
3.6L超		34
1.8L超	3.6L以下	31
1L超	1.8L下	28
500ML以上	1L以下	26
500ML未満		16

ハ 書体等

楷書体又はゴシック体により、ラベル等の地色とは対照色にする等、混和である旨の表示が鮮明になるような文字で表示する。

(2) 容器及び包装以外のものに冠表示をする場合

チラシ又はパンフレット等、容器及び包装以外のもの（以下「チラシ等」という。）に冠表示を用いる場合には、当該チラシ等の見やすい場所に、表示全体としてバランスのとれた大きさ、書体及び色調により明瞭に表示する。

- 3 事業者は、連続式・単式蒸留混和しようちゆう等の容器又は包装に冠表示をする場合であって、次の算式により算出した特定原材料（冠表示として使用した原材料）の使用割合が30%に満たない場合には、冠表示又は商標に近接する場所に、冠表示の文字とバランスのとれた大きさにより当該割合を表示するものとする。

なお、表示に当たっては、使用割合が10%以上30%未満の場合は5%刻み（端数は切り捨て。以下同じ。）、1%以上10%未満の場合は1%刻み、1%未満の場合は「1%未満」と表示する。

特定原材料の使用割合

$$= \frac{\text{混和した単式蒸留しようちゆうの製造に使用した特定原材料の重量}}{\text{混和した単式蒸留しようちゆうの製造に使用した原材料の総重量}} \times \frac{\text{混和した単式蒸留しようちゆうの純アルコール総量}}{\text{連続式・単式蒸留混和しようちゆう等の純アルコール総量}} \times 100$$

- 4 事業者は、連続式・単式蒸留混和しようちゆう等に冠表示をする場合であって、混和した連続式蒸留しようちゆうと単式蒸留しようちゆうの双方に同じ特定原材料を使用している場合には、「連続式蒸留しようちゆうに〇〇（〇〇は特定原材料の名称）を使用した単式蒸留しようちゆうを混和したしようちゆうです。」という趣旨の表示を、第3条（2）に規定する原材料の表示に近接する場所に表示するものとする。

ただし、混和割合に応じて、連続式蒸留しようちゆうと単式蒸留しようちゆうの順序を入れ替えて表現することは差し支えない。

- 5 事業者は、連続式・単式蒸留混和しようちゆう等について、次の各号に該当する方法によって、使用した原材料を強調する表示（以下「強調表示」という。）をする場合には、当該表示を第1項に規定する冠表示とみなして、第2項から第4項までの規定を準用するものとする。

この場合、第2項（1）イの規定による混和である旨の表示の表示場所について、同一面に冠表示と強調表示がある場合には、冠表示に並列し、一体として表示することとし、強調表示のみである場合には、同一の面の同一視野の見やすい場所（胴面の最下部及び強調表示から著しく離れた場所は除く。）に

表示するものとする。

また、第2項(1)ロの規定による混和である旨の表示の文字の大きさについて、同一面に冠表示と強調表示がある場合で冠表示に比して強調表示が大きい場合又は同一面に強調表示のみである場合には、指定活字ポイント以上で、かつ強調表示とバランスの取れた活字の大きさとする。

おって、混和一体表示をする場合(混和である旨の表示をしない場合に限る。)で同一面に強調表示がある場合には、混和一体表示は指定活字ポイント以上で、かつ強調表示とバランスの取れた活字の大きさとする。

- (1) 使用した原材料の名称を含む商標
- (2) 使用した原材料の絵(図案化したもので、ことさら原材料を強調しないものは除く。)、写真等
- (3) 使用した原材料の名称を用いて商品を説明する表示

ただし、原材料の表示に併せて製造方法(混和の事実を含む。)を表示する場合はこの限りではない。

(貯蔵に関する表示)

第5条 事業者は、連続式・単式蒸留混和しようにちゆう等について、次の各号に掲げる用語を使用する場合には、当該各号に定める基準による。

(1) 長期貯蔵等の表示

混和した連続式蒸留しようにちゆう及び単式蒸留しようにちゆうの双方に3年以上貯蔵したものを使用し、かつ、3年以上貯蔵したものの純アルコール量が混和後のしようにちゆうの純アルコール量の50%を超える場合に限り、長期貯蔵又はこれに準ずる趣旨の表示ができるものとする。

なお、この場合の貯蔵年数は、貯蔵容器に貯蔵した日の翌日から、その貯蔵を終了した日までの期間によるものとし、1年に満たない端数は切り捨てて計算する。

(2) 木製容器に貯蔵した旨の表示

木製容器に貯蔵し、その特色を有する場合に限り、木製容器に貯蔵した旨の表示ができるものとする。

(表示禁止事項)

第6条 事業者は、連続式・単式蒸留混和しようにちゆう等の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 連続式・単式蒸留混和しようにちゆう等でないものについて連続式・単式蒸留混和しようにちゆう等であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) 連続式・単式蒸留混和しようにちゆう等について、そのすべてが連続式蒸留しようにちゆう又は単式蒸留しようにちゆうであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (3) 成分、原材料、品質又は製法等について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示
- (4) 「○○100%」、「純○○」、「オール○○」、「全○○」(○○は原材料の名称)の表示
- (5) 客観的事実に基づいた根拠を欠く「最高」、「代表」、「第一」等、業界における最上級を意味する用語の表示
- (6) 自己の販売する酒類について、自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも価格条件等で著しく有利であるかのように誤認されるおそれがある表示

(7) 産地について誤認されるおそれがある表示

(8) 貯蔵年数について誤認されるおそれがある表示

(基準の運営)

第7条 日本酒造組合中央会及び日本蒸留酒酒造組合は、この基準の周知徹底、相談及び指導に努めるとともに、この基準の目的を達成するため、基準運営委員会を設ける。

- 2 基準運営委員会においては、この基準の適正な運営の確保に努めるほか、それぞれの組合員の製造する連続式・単式蒸留混和しょうちゅう等の表示に関し、この基準に照らして問題となる事案が発生した場合には、直ちに問題の是正について協議するとともに、当該組合員に対し、注意を促すものとする。
この場合、必要に応じ関係官庁と協議する。

附則

この基準は平成18年5月1日より実施する。

ただし、実施日以前に販売容器に充填されている製品及び既存の容器、ラベル等については適用しないこととし、その場合は早期に実施するものとする。

なお、原産国の誤認に関する表示禁止の規定について、引き続き日本酒造組合中央会及び日本蒸留酒酒造組合で協議の上、確定後に基準の改定を行うものとする。

附則

- 1 この基準は平成25年1月1日より実施する。

ただし、実施日以前に既に発売されている製品及び発売を予定している新製品（平成25年3月31日までに対外的に公表されたものに限る。）については、概ね1年を目途に早期に改正後の基準により実施するものとする。

- 2 日本酒造組合中央会及び日本蒸留酒酒造組合は、この基準の目的を達成するため、消費者に「連続式蒸留しょうちゅう」、「単式蒸留しょうちゅう」及び「混和しょうちゅう」の3つの区分があることを認識してもらうため、商品特性を示しつつ、両組合で協力して広報活動に取り組むこととする。
- 3 この基準の改正後3年以内に運用実態を検証の上、必要な基準の見直しの検討を行うこととする。